

定期監査の結果の公表について

地方自治法第199条第2項及び第4項の規定による定期監査の結果について、同条第9項及び八尾市監査委員条例第8条の規定により公表します。

平成28年7月28日

八尾市監査委員	田	中	清	
同	八	百	康	子
同	小	湊	雅	子
同	大	野	義	信
同	露	原	行	隆

記

1 定期監査

学校教育部（学務給食課、指導課、教育サポートセンター、人権教育課）

2 監査の結果

別紙のとおり

3 問合せ先

八尾市本町一丁目1番1号

八尾市監査事務局

電話番号 072-924-3896（直通）

4 その他

監査結果については、市役所3階の情報公開室及び八尾市ホームページでも閲覧できます。

八尾市長 田中誠太様
八尾市議会議長 重松恵美子様
八尾市教育長 中山晶子様

八尾市監査委員 田中清
同 八百康子
同 小湊雅子
同 大野義信
同 露原行隆

定期監査結果報告書

地方自治法第199条第2項及び第4項の規定による定期監査等を実施したので、その結果について同条第9項の規定により提出する。

記

1 監査の実施期間

平成28年4月1日から平成28年6月28日まで

2 監査の対象部局

学校教育部（学務給食課、指導課、教育サポートセンター、人権教育課）

3 監査の対象事項及び範囲

監査の対象事項 財務事務等

監査の範囲 原則平成27年度の事務事業

（必要に応じて関係する年度の事務事業も対象とした。）

4 監査の目的及び着眼点

財務事務等が関係法令に従って適切、かつ効率的に行われているかどうかを主眼とし、事前に監査資料の提出を求め、関係書類を審査し、かつ、担当職員からその執行状況の説明を聴取し質問を加える等の方法で実施した。

5 監査の結果

財務に関する事務の執行及び事務事業の執行について、次の指摘事項のとおり、注意、検討又は改善を要するものなどが見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらに十分留意し、改善を要するものについては、その措置を講ずるとともに、改善の措置を講じたときは、遅滞なく通知されたい。なお、指摘事項については、部局内で共通する事務も多いと考えられることから、指摘を受けた課だけでなく部局内共通の課題として認識し、改善に取り組まれることを望むものである。

【学務給食課】

- 1 学校保健安全法に基づく医療費の援助に係る事務について
 - (1) 医療券及び調剤券の交付に係る決裁手続きが行われていないので、適正な事務処理を行うこと。
 - (2) 医療機関等から提出された診療報酬請求書において、請求日が記入されていないものや請求者の印影が不鮮明なものが見受けられたので、適正な事務処理に改めること。
- 2 就学奨励補助金の交付に係る事務について
民族学校に在籍する児童・生徒に係る就学奨励補助金交付事業の実施及び交付決定に係る伺書において、定められた専決区分で決裁されていないので、適正な事務処理を行うこと。
- 3 小学校給食に係る事務について
市立小学校における学校給食調理業務及び配送業務において、学校長からの業務完了確認書の殆どに確認日の記入がないので、適正な事務処理を行うこと。また、受託者から市長に対し学校ごとに2種類の完了届が提出され、それぞれ業務完了確認を行う運用となっているが、様式等について整理するなど、より効率的な運用について検討すること。
- 4 中学校給食登録申込書について
中学校給食を希望する生徒の保護者から提出された中学校給食登録申込書において、登録申込日や保護者の押印がないもの、鉛筆書きのものが見受けられたので、適正な事務処理を確保すること。
- 5 備品の管理について
備品台帳から抽出し現品と照合したところ、所在確認ができないものや備品シールが貼付されていないものが見受けられたので、備品全般について現品との照合確認を行うとともに備品台帳の整備を図り、適切に管理すること。

【指導課】

- 1 学校園への委託事業に係る事務について
 - (1) 八尾市学力向上推進事業については、教育委員会において研究推進校を選定し、事業決定を通知した後、研究推進校と委託契約を交わすべきところ、事業決定を通知した後、研究推進校選定前の日付で委託契約を交わしていたので、適正な事務処理に改めること。
また、当該事業は平成27年度から開始された事業であるが、平成27年8月31日に研究推進校を選定したにもかかわらず、決定通知は平成27年11月16日付け、委託料の概算払いは平成28年1月15日であり、平成27年度の取り組みが十分に行える環境にあったとは言い難いことから、今後は、適切な事務処理に努めること。
 - (2) 子どもが輝く学校園づくり総合支援事業等の実施要綱において、対象経費として規定されていない費目や同一事業において名称が一致していないもの等が見受けられたので、規定の整備を図ること。
 - (3) 子どもが輝く学校園づくり総合支援事業等の実績報告に、要綱で定められた必要書類が添付されていないもの等が見受けられたので、適正な事務処理を行うこと。

2 補助金の交付事務について

- (1) 八尾市立中学校クラブ活動近畿・全国大会参加費補助金及び支援学級センター校通学通級費補助金の交付に係る事務において、決裁手続きがされていないものが見受けられたので、適正な事務処理に改めること。
- (2) 八尾市立中学校クラブ活動近畿・全国大会補助金交付要綱では、「開催日の2週間前までに申請書を提出しなければならず、審査後、交付決定したときは速やかに申請者に通知し、交付する」と規定されているが、事業実施後、相当期間経過してから補助金を交付しているものが散見されたので、適切な事務処理に改めること。
- (3) 八尾市立中学校クラブ活動近畿・全国大会参加費補助金に係る実績報告書について、要綱で定められている様式には報告日欄がなく、報告日が確認できないため、規定の整備を行うこと。

3 委嘱に係る事務について

八尾市スクールガード・リーダーについては、同事業実施要綱において、教育委員会が適当と認められた者に委嘱することとしているが、伺書において、適当と認めた理由が記載されていなかった。また、規則等で定められた専決区分で決裁されていないことから、適正な事務処理に改めること。

4 英語指導者派遣事業者選定に係る事務について

英語指導者派遣に係る条件付一般競争入札においては、事業の水準を確保するため過去2年の事業実績に加え当該年度の事業実績を入札参加条件としているが、今後、入札等を実施する際には、事業の水準を確保しつつ競争性がより発揮できるよう、入札等の方法や参加条件等の検討を行うこと。

5 備品の管理について

備品台帳から抽出し現品と照合したところ、備品シールが貼付されていなかったため、備品全般について現品との照合確認を行うとともに、備品台帳の整備を図り、適切に管理すること。

【教育サポートセンター】

1 スクールサポーター派遣事業に係る謝礼の支給事務について

謝礼の支給事務において、次のような事例が見受けられた。根拠資料の確認、保管については公金の支出に関わる事務処理であるため、チェック体制を見直すなど適正な事務処理に改めること。

- (1) スクールサポーターへの謝礼について、出勤状況を確認せずに支給しているもの。
- (2) 謝礼支払いの根拠となるスクールサポーターの出勤表において、出勤日等が鉛筆や消去可能なペンで記載されているもの、訂正印が漏れているもの。

2 委嘱及び任命に係る事務について

さわやかルーム運営委員会委員の委嘱等に係る伺書において、決裁区分が誤っているものが見受けられたので、関係規則等に基づいた適正な事務処理に改めること。

3 備品の管理について

備品台帳から抽出し現品と照合したところ、備品シールが貼付されていないものが見受けられたため、備品全般について現品との照合確認を行うとともに備品台帳の整備を図り、適切に管理すること。

【人権教育課】

1 八尾市教育委員会の後援名義使用承認について

後援名義使用承認の条件としている、行事終了後の報告書が未提出のものが見受けられたので、適正な事務処理を行うこと。

【各課共通事務】

1 文書事務について

伺書において決裁日や施行日等が記入されていないもの等が見受けられたので、八尾市文書取扱規程に基づいた適正な事務処理を行うこと。